

第 63 号

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例

熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき」を「第2条第1項に規定する博物館として」に改める。

第21条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。